

がいこくじん かたむ こ いらょうひじよせい あんない <外国人の方向け> 子ども医療費助成のご案内

◆子ども医療費助成制度とは？

お子さまが医療機関を受診した場合、健康保険が適用される医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成する制度

です。子ども医療費助成を受けるには、申請して医療証を受け取る必要があります。

◆対象となる子ども

新宿区に住民登録があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども

※ 子どもが以下の①～③のいずれかの状況にある時は、対象になりません。

①日本の健康保険に加入していない場合

②生活保護を受けている場合

③児童福祉施設等に措置により入所している場合

医療証		医療証	
負担者番号		負担者番号	
受給者番号		受給者番号	
氏名		氏名	
	生年月日		生年月日
住所		住所	
保護者		保護者	
	氏名		氏名
有効期間		有効期間	
交付年月日		交付年月日	

医療証イメージ

みどり色とオレンジ色を1年交代で変更しています。

◆申請者

新宿区に住民登録のある対象のお子さまを養育している保護者。

※ 所得制限はありません。

※ 保護者の方が新宿区にお住まいではない場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

◆ 医療証の使い方

東京都内の医療機関等を受診した際、マイナ保険証等と医療証を提示すると、医療費を支払わずに受診できます。

◆ 医療機関の窓口で医療費を支払った場合

次の(1)～(5)の場合、申請により助成を受けることができます。

(1) 入院時に食事療養費を支払ったとき

(2) 都外の医療機関等で診療を受けたとき

(3) 医療証を取り扱わない医療機関等で受診したとき

(4) 東京都外の国民健康保険及び国民健康保険組合に加入している方

(5) 医療費全額(10割)を支払い、その後、加入している健康保険組合等から療養費の支給を受けたとき

◆ 申請方法

<必要書類> 乳幼児・子ども・高校生等医療証交付申請書 及び 対象のお子さまの健康保険の資格が確認できるもの

(健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等の写し)

<提出先> 子ども家庭課 子ども医療・手当係 (本庁舎2階15番窓口)、各特別出張所

